

## 幼児教育・保育の無償化 には、事前に申請が必要 な場合があります

令和5年4月より幼稚園・認定こども園（1号認定）・認可外保育施設などに入園、また3歳児クラスに進級する場合、事前に申請が必要な場合があります。さかのぼっての申請はできませんのでご注意ください。

### ▼無償化の対象となるかた

- ・3～5歳児クラスの園児
- ・0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の園児

\*預かり保育や認可外保育施設

|                                                         |                        |    |                    |
|---------------------------------------------------------|------------------------|----|--------------------|
| ・公立幼稚園<br>・私立幼稚園<br>(移行園)                               | 保育料                    | 不要 | —                  |
|                                                         | 預かり保育利用料<br>【保育が必要な世帯】 | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |
| ・私立幼稚園<br>(私学助成園)                                       | 保育料                    | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |
|                                                         | 預かり保育利用料<br>【保育が必要な世帯】 | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |
| ・公立保育所<br>・私立保育園<br>・小規模保育園                             | 保育料<br>【保育が必要な世帯】      | 不要 | —                  |
|                                                         | 預かり保育利用料<br>【保育が必要な世帯】 | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |
| ・認可外保育施設<br>・一時預かり事業<br>・病児保育事業<br>・ファミリーサポート<br>センター事業 | 保育料<br>【保育が必要な世帯】      | 必要 | こども課までお問い合わせください   |
|                                                         | 預かり保育利用料<br>【保育が必要な世帯】 | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |
| ・公立認定こども園<br>・私立認定こども園                                  | 保育料                    | 不要 | —                  |
|                                                         | 預かり保育利用料<br>【保育が必要な世帯】 | 必要 | 入園決定後、園を通じて案内があります |

などの利用料は、保育が必要な世帯のみ無償化の対象となります。保育を必要とする事由については保育所などの入所基準と同じです（6ページ参照）。

\*一部の幼稚園では、入園できる時期にあわせて満3歳から（預かり保育の利用料は住民税非課税世帯に限り）無償化の対象となります。

▼申請 令和5年2月20日（月）までに、窓口にて申請書類を提出

\*申請書類は入園決定後に園を通じて配布します。

\*認可外保育施設などを利用す

るかたは、園での書類配布はありません。市ホームページをご覧ください。こども課までお問い合わせください。

\*私立幼稚園（私学助成園）に入園するかたは、提出期限が異なる場合があります。詳しくは園にお問い合わせください。

▼注意事項 市外の施設を利用する場合で保護者の住民票が本市にあるかたは、本市で申請が必要です。

▼申請・問合せ先 市役所こども課 44-3330



## 令和5年度公立児童 保育所の入所受付

▼入所資格 市内在住の小学生で、昼間、常に保護者（両親またはこれに代わるかた）が労働などにより不在のため保育できない家庭の児童

▼入所期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

\*日曜日・祝日・夏期（8月13日～15日）・年末年始（12月29日～翌年1月3日）及びその他市が定める日は休み

▼開設時間 平日・放課後～午後6時

| 学童保育所名 | 定員(名) | 開設場所                         |
|--------|-------|------------------------------|
| 下田     | 90    | 北今市5-631-5<br>(北今市3丁目西交差点北西) |
| 五位堂    | 102   | 五位堂2-300-1<br>(五位堂小学校内)      |
| 二上     | 121   | 畑4-95-5<br>(二上小学校南側)         |
| 関屋     | 82    | 関屋北5-7-1<br>(関屋小学校内)         |
| 三和     | 108   | 良福寺665-2<br>(三和小学校内)         |
| 志都美    | 73    | 今泉363<br>(志都美こども園内)          |
| 鎌田     | 52    | 鎌田370<br>(鎌田小学校内)            |
| 真美ヶ丘東  | 106   | 真美ヶ丘3-2-13<br>(真美ヶ丘東小学校敷地内)  |
| 真美ヶ丘西  | 100   | 真美ヶ丘5-4-16<br>(真美ヶ丘西小学校西隣)   |
| 旭ヶ丘第1  | 70    | 旭ヶ丘3-11-1<br>(旭ヶ丘幼稚園西隣)      |
| 旭ヶ丘第2  | 82    | 旭ヶ丘3-1-3<br>(旭ヶ丘小学校内)        |

\*生活保護受給世帯、市民税非課税世帯に対する減免制度があります。

▼問合せ先 香芝市立学童保育所指定管理者 シダックス大新東ヒューマンサービス(株)



\*保育料以外の諸経費は、入所案内書類にてご確認ください。

▼注意 10月17日（月）～21日（金）までに、関係書類に必要事項を明記し、次の場所に提出

\*同じ世帯の2人目の児童は1/2の額を免除、3人目以降の児童は全額免除

・新規申込者…中央公民館（午前9時～午後7時）

\*延長保育は午後7時まで（土曜日は実施しません）

・継続申込者…各学童保育所（放課後～閉所まで）

▼開設場所 左表のとおり

\*関係書類は、各学童保育所・小学校・幼稚園・認定こども園・保育所・こども課で配布、または市ホームページからダウンロードできます。

▼保育料（月額） 児童1人につき午後6時までは5,000円、午後6時30分までは6,000円、午後7時までは7,000円

・今年度入所している児童で、来年度も入所を希望する場合も、改めて申請してください。

・同じ世帯の2人目の児童は1/2の額を免除、3人目以降の児童は全額免除

・開設場所は変更する場合があります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。

・定員を超過した場合、4月1日から入所できないことがあります。